

# セメント協会、特定有害物質溶出量測定方法提示へ



The Knights

セメント協会では、この 7 月中旬までに汚染土壌処分に係る特定有害物質の溶出量等を測定する方法などを環境省に提示する考えを示した。

現在、同協会の研究所において測定方法の試験を実施しており、コンクリート等の状態で特定有害物質の溶出量測定方法を統一化することでセメント各社が認定申請する際に資料として添付する「測定方法」の正当性等を図る考えです。

土壌汚染対策法告示「搬出する汚染土壌の処分方法」の中で、搬出汚染土壌の処分方法の一つとして「セメント等の原材料として利用」が明記されており、セメント製造等施設で汚染土壌を処分する場合には、都道府県知事の認定を受ける必要があります。その要件としては、セメント等製造設備や汚染土壌を受け入れる場合の保管場所等の保有、管理責任者の配置、経済的基礎などのほか、汚染土壌を原材料の一部とした場合に得られるセメント等を使用した製品(セメントの場合はコンクリート)が特定有害物質の溶出量及び含有量の点で問題がないよう、セメント等生産工程において適正な管理をすることについて社内規定により定められている。

資料:2003 年 6 月 16 日 循環経済新聞

化学分析課 辰巳和子

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

